

**角谷議員が、4月9日臨時議会での住民投票関係費に反対した理由を紹介し
ます。**

私は、議案第87号一般会計補正予算に反対しますので、討論を行います。
まず、広報のやり方です。私ども共産党市議団は、住民投票条例検討会で3点
提案しました。それについて、座長である中西議長は、次のように確認されま
した。議事録を紹介します。

『まず、この検討会において確認していただきたいということを皆さんにちょ
っと私の方から提案させていただきます。この検討会で、角谷議員が言われて
いるように、住民投票後、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映さ
せて必要な見直しを行う、そのことについて検討会ではこれを了とする、それ
でよろしいでしょうか。はい、それから今後、広報、条例案ができれば広報が
市の方から出される、その中にもこのパブリックコメントを実施するというこ
とを確認していくと、確認というか、広報に入れていくということについて、
我々はこのことを確認するということがよろしいでしょうか。はい。それで、
上杉さんが言われたように、この条例案が条例化され、どなたが提案説明され
るになっても、その中に、先ほどの、角谷議員が言われた意見をきちっと提案
説明の中に入れていく、このこともよろしいですか。はい。ではそのことをお
約束し、確認したといたします。』、このように3点確認されています。

また、私は次のように2月議会で質問しました。

『議会が今検討している住民投票条例案12条の「市議会及び市長は、投票資
格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票
を促すよう努めるものとする」という規定に基づき、市長は議会とどういう情
報を出すべきか協議すべきと考えるがどうか。』という点です。

これに対して、市長は次のような趣旨の答弁をされました。

「住民投票の実施に当たっては、議会と執行部で意見交換や話し合いを通じて、
お互いが意思疎通を図ることは必要だと考えており、この条例案が適正に執行
されるようにしていかなければならないと考えている」、以上であります。

今回の予算質疑と委員会審議で明らかなように、議会の意思がまったく反映されず、パブリックコメントなどに関する説明がされないことは許されないこととあります。また、十分な意思疎通・話し合いが行われたとは言えず、一方的におこなわれようとしています。とりわけ、質疑にもありましように、早速明日からの新聞広告に、このパブリックコメントの記述の問題が全く載せられないことは許されないことです。これは、正確な情報の提供はもちろんですが、市長が答弁された事実を事実として伝える広報ではありません。これでは、市民に説明責任を果たすことにはならず、逆に公正・公平のバランスを崩すことになります。

極めて残念ですが、この予算には反対せざるを得ないことを表明し、議員各位の賛同をお願いし、討論を終わります。